

2022年8月23日

## 米国マサチューセッツ州における小売電力市場の全面自由化の見直しに向けた動向

一般財団法人 日本エネルギー経済研究所  
電力・新エネルギーユニット 電力グループ マネージャー 研究主幹  
大西 健一

米国北東部のマサチューセッツ州では、1998年に小売電力市場の全面自由化が導入されたが、近年、新規小売電気事業者の電気料金が既存事業者の規制料金よりも高く設定され、特に貧困者層の需要家が経済的な損失を被っているとの指摘がなされてきた。このため、現在、州議会は、家庭用需要家向けの電力供給を対象として小売電力市場の自由化を見直す方向で立法手続きを進めているところである。

全面自由化された小売電力市場では、家庭用分野においては、需要家が小売電気事業者から十分な情報を得ていない、小売電気事業者が提示する料金水準について適切に比較検討を行うわけではない、契約条件を細部まで確認を行うわけではない等、産業用分野・業務用分野と異なり、「情報の対称性」や「リテラシー」の観点から、問題が存在すると考えられる。このような問題がある市場環境下では、小売電気事業者が少しでも割高な料金を需要家に提示して契約を締結するような機会主義的行動を取る余地が生まれる。

今後、マサチューセッツ州で小売電力市場の全面自由化が撤廃されるようなことになれば、他州に波及する可能性が高い。欧米諸国において小売電気料金の引き上げが行われている中、小売電力市場における規制強化は世界的な流れとなっている状況である。

### マサチューセッツ州における小売電力市場の全面自由化の見直しの動き

米国では、現在、マサチューセッツ州を含む13州とワシントン D.C.において小売電力市場の全面自由化が導入されている。マサチューセッツ州では、1997年に制定された「マサチューセッツ州電気事業再編法」に基づき、既存電気事業者は発電設備の売却を求められ、さらに1998年から小売電力市場の全面自由化が導入された。

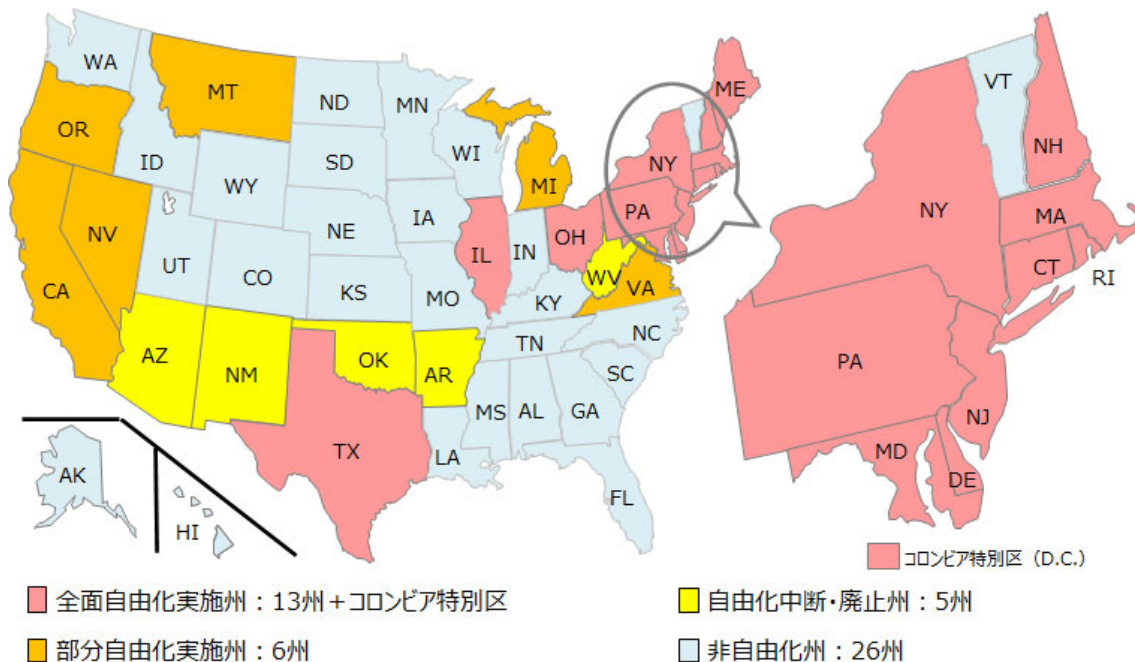
近年、新規小売電気事業者の市場料金が既存電気事業者の基本サービス料金（規制料金）よりも割高であることが問題視されており、2018年からマサチューセッツ州議会で小売電力市場の全面自由化の見直しが取り上げられてきた。このため、マサチューセッツ州では、「2023年1月1日以降、新規小売電気事業者が家庭用需要家に対して新規契約を締結する、また既存契約を更新することを禁止する」ことを盛り込んだ上院法案（S.2842）<sup>1</sup>の立法手続きが進められている。仮に上記の禁止事項が採択される場合、新規小売電気事業者から供給を受けている需要家は、段階的に既存電気事業

<sup>1</sup> <https://malegislature.gov/Bills/192/S2842.pdf>

者からの供給に切り替えることになる。

コンサル会社が実施したマサチューセッツ州における家庭用需要家へのオンライン調査では、回答者の79%が小売電気事業者を選択できることを望んでおり、必ずしも需要家の希望に沿った内容ではない模様である<sup>2</sup>。また、新規小売電気事業者が提供している再エネ 100%料金メニューを需要家が選択することができなくなる等の影響が想定されている。

図-1 米国各州における小売電力市場の自由化の状況



〔出所〕 日本エネルギー経済研究所が作成

### マサチューセッツ州における料金体系

マサチューセッツ州では、4地域にそれぞれ既存電気事業者が存在しており、新規小売電気事業者に切り替えていない需要家に対して、基本サービス料金で電力供給を行っている<sup>3</sup>。

マサチューセッツ州における家庭用需要家向けの既存電気事業者の基本サービス料金は、通常、半年毎に料金改定が行われることになっており、料金を引き上げる際には州政府の認可が必要とされる。基本サービス料金には（1）卸電力調達コスト、（2）再エネ利用基準制度（RPS）の順守コスト、（3）一般管理コストで構成されている。（1）については、既存電気事業者は競争入札に基づき発電事業者から電力を調達する際にかかるコストであり、（2）については、マサチューセッツ州で規定されるRPSを順守するために必要な再エネ価値のコストである。なお、基本サービス料金は供給コストの部分に該当しており、最終的な電気料金には送配電料金や公租公課等が含まれることになる。

他方、新規小売電気事業者の市場料金は、（1）価格については固定価格又は変動価格が適用

<sup>2</sup> <https://www.surveyusa.com/client/PollReport.aspx?g=80ba68b1-e967-4ebb-a0e3-eeccdc5272928>

<sup>3</sup> <https://www.mass.gov/info-details/basic-service-information-and-rates#basic-service-pricing->

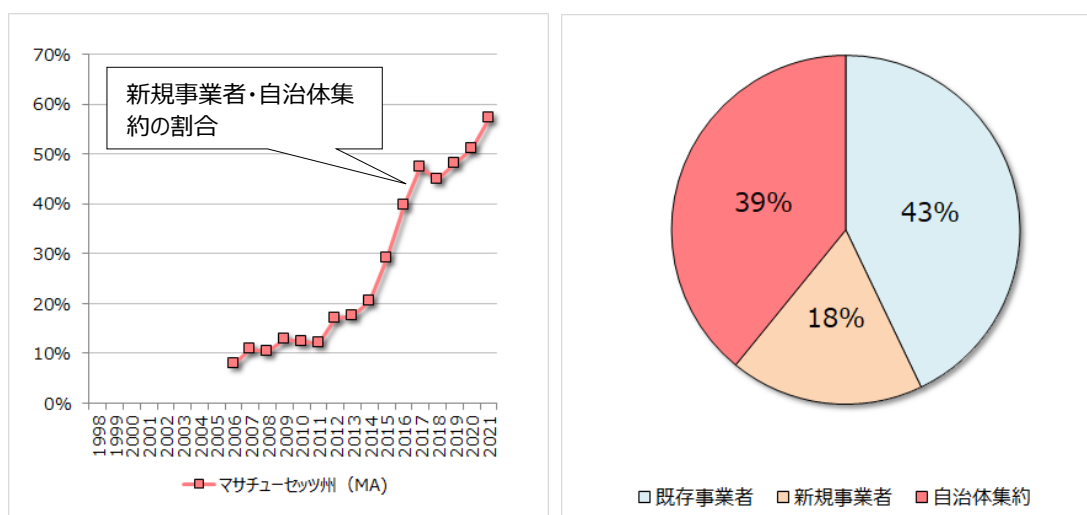
される、(2) 契約期間については6カ月、12カ月、24カ月等の様々な期間が設定される、(3) 再エネ比率についてはRPSで義務付けられる比率、又はそれ以上の再エネ比率が設定される等の点で既存小売電気事業者の基本サービス料金とは異なっている。

### マサチューセッツ州における小売電力市場の状況

マサチューセッツ州では、1998年に小売電力市場の全面自由化が導入されて以降、家庭用電力供給に占める新規事業者（自治体集約）の割合は年々増加傾向である。2021年においては既存事業者の割合は43%、新規事業者は18%、自治体集約は39%となっている。

自治体集約とは、地方自治体が、需要家に代わって競争力のある小売電気事業者から電力を一括して購入する制度である。なお、前述の新規小売電気事業者による家庭用需要家への電力供給の段階的廃止には、自治体集約は該当しない。

図-2 マサチューセッツ州の家庭用電力供給に占める事業者種別の割合（左：新規事業者・自治体集約の割合の推移、右：2021年の事業者別の割合）



[出所] <https://www.mass.gov>

[注] 各年の12月分販売電力量 (kWh) シェア

### マサチューセッツ州における小売電力市場の全面自由化の問題点

消費者問題を取り扱う非営利団体である全国消費者法センター (NCLC) は、2018年に公表した報告書において、新規小売電気事業者に切り替えた家庭用需要家が既存事業者の電気料金よりも割高な電気料金を請求されていると指摘した<sup>4</sup>。

報告書によれば、既存事業者が電気料金を引き上げる場合は州政府の認可が必要であるが、新規小売電気事業者は自由に電気料金を変更することが可能であるため、契約期間中に電気料金を過剰

<sup>4</sup> <https://www.nclc.org/images/pdf/pr-reports/competitive-energy-supply-report.pdf>

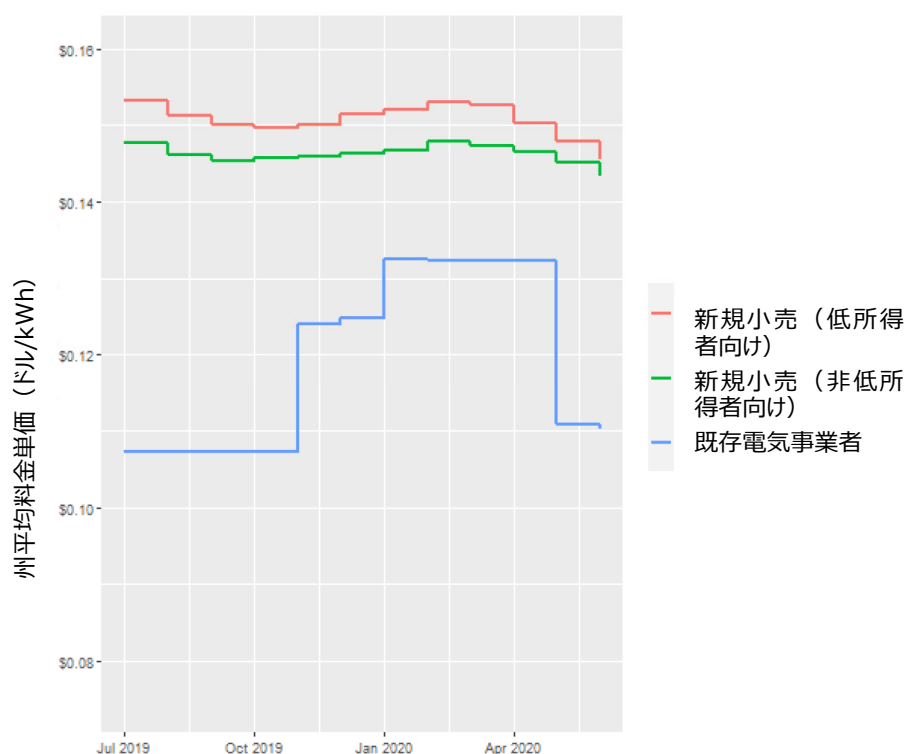
に引き上げているとのことである。特に低所得者層の需要家が過剰に電気料金を支払っている傾向があるとして、新規小売電気事業者の一部が意図的に低所得者層の需要家に対して誤った情報を提供し、不当に契約締結を行っている可能性も指摘している。

このような状況を受けて、NCLC は州政府に対して、小売電力市場の自由化の対象を産業用・業務用需要家への電力供給と自治体集約制度を介した電力供給に限定して、家庭用需要家を小売電力市場の自由化の対象からの撤廃を検討すること等を提言している。

また、マサチューセッツ州司法長官の事務局は、2021 年にマサチューセッツ州における家庭用需要家に対する小売電力市場自由化の便益を分析した報告書において、2015 年 7 月から 2020 年 6 月までの 5 年間で既存事業者の電気料金と比較して新規小売電気事業者に過剰に支払った電気料金の総額が 4 億 2,750 万ドルに及ぶことが示された<sup>5</sup>。そして、マサチューセッツ州では、新規小売電気事業者を選択する家庭用需要家の内、低所得者層は 31%であるのに対して非低所得者層は 17%と低所得者層のほうが新規小売電気事業者を選択する傾向があることも報告された。

報告書では、交渉力を有する産業用需要家や業務用需要家は小売電力市場の自由化によって便益を受けている可能性があるが、家庭用需要家は交渉力がないため、既存事業者から新規小売電気事業者に切り替えることで経済的な損失を受けている可能性があると結論付けている。

図-3 マサチューセッツ州の小売電気事業者の平均的な料金単価の推移（2019 年 7 月～2020 年 6 月）



[出所] <https://www.mass.gov/doc/2021-competitive-electric-supply-report/download>

<sup>5</sup> <https://www.mass.gov/doc/2021-competitive-electric-supply-report/download>

## マサチューセッツ州の事例から得られる示唆

小売電気事業者の市場料金は、規制料金と異なり規制当局による料金審査等が行われることなく、任意で料金設定を行うことが可能である。従って、小売電気事業者は事業効率化・合理化を行って、規制料金よりも低廉な料金を需要家に提示しようとする。本来であれば、このような小売電気事業者の行動が電力自由化の便益として期待される。

しかし、マサチューセッツ州に限らず、全面自由化された小売電力市場では、家庭用分野において、需要家は小売電気事業者から十分な情報を得ていない、小売電気事業者が提示する料金水準について適切に比較検討を行うわけではない、契約条件を細部まで確認を行うわけではない等、産業用分野・業務用分野と異なり、「情報の対称性」や「（需要家の）リテラシー」の観点から、問題があるものと考えられる。

このような問題がある市場環境下では、小売電気事業者が少しでも割高な料金を需要家に提示して契約を締結するような機会主義的行動を取る余地が生まれる。そのため、規制当局は需要家保護の観点から小売電気事業者のライセンス等で規定する、さらに小売電気事業者に対する指針等を策定するといった対応を行うことが求められる。また、事後規制として、規制当局は小売電気事業者の事業活動を監視し、適宜、是正措置を講じることも必要とされる。

マサチューセッツ州においても、家庭用需要家向けの電力販売契約の概要や営業関係資料等を規制当局に提出すること、家庭用需要家への電話営業の通話を録音すること、家庭用需要家に訪問販売を行う場合には小売電気事業者の担当者の連絡先及び訪問販売エリア等を規制当局に通知すること等を義務付けていた。また、不正な営業活動を行った小売電気事業者に対して罰金を科す等の措置が過去に講じられてきた。今回そうした是正措置が取られていたにも関わらず、小売電気事業者による家庭用需要家、特に低所得者に対する不正な営業活動が行われ、電気料金水準が継続的に割高であることが明らかになった事実は重く受け止めざるを得ない。

## まとめ

今後、マサチューセッツ州で小売電力市場の全面自由化が撤廃されることになれば、2000年代初頭にカリフォルニア電力危機で全面自由化を撤廃したカリフォルニア州以来の大きな動きとなる。米国では、マサチューセッツ州だけでなく、コネチカット州、イリノイ州、ニューヨーク州等でも新規小売電気事業者に過剰に電気料金を支払っているとの指摘がなされている状況であり、社会問題化している。このため、マサチューセッツ州で小売電力市場の全面自由化が撤廃されるような事態となれば、他州にも波及する可能性がある。

他方、昨今はコロナ禍の電力需要減少からの反動、ロシアによるウクライナ侵攻を背景とした燃料不足等によって世界的に電気料金が上昇傾向となっている。このため、従来以上に需要家は電気料金の引き上げに敏感となっている状況である。

我が国でも卸電力市場価格が高騰している中、小売電気事業者が電気料金を大幅に引き上げる、新規小売電気事業者が多数倒産する、さらに需要家が新規契約や契約更新を行うことができず最終保障供給料金で電力供給を受ける等の問題が顕在化している。他方で、小売電力市場の自由化の

導入に伴い、新規小売電気事業者が創意工夫によって新たなビジネスモデルを創出していることも事実である。

我が国においては、現在、小売電気事業者がリスクヘッジを適切に行い、健全な事業運営を行うこと、また需要家が適切な小売電気事業者を選択することができるように、国の審議会で議論が行われているところである。米国マサチューセッツ州のような抜本的な事業規制の変更が行われる可能性がある動きはまだ限定的であるが、小売電力市場における規制強化は世界的な流れとなっており、今後も注視していくことは重要である。

お問い合わせ: [report@tky.ieej.or.jp](mailto:report@tky.ieej.or.jp)